

事 務 連 絡
平成30年10月3日

従来型通所介護事業者 様

常陸大宮市長 三次 真一郎
(公 印 省 略)

介護予防・日常生活支援総合事業における加算項目の新設について (通知)

時下、ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

平素より、当市の介護保険事業にご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、標記のことについて、平成30年10月から新たな加算を設けることに伴い、体制状況の届出が必要な加算を算定しようとする事業者については、下記書類の提出をお願いいたします。

記

1 提出書類 (生活機能向上連携加算を算定する場合のみ)

- (1) 介護予防・日常生活支援総合事業費算定に係る体制等に係る届出書
- (2) 介護予防・日常生活支援総合事業費算定に係る体制等状況一覧表
- (3) チェック表

※ 様式は市ホームページに掲載予定です。

2 提出期限

平成30年10月15日(月)まで

期限までに提出されなかった場合は、10月からの生活機能向上連携加算を算定することができませんのでご注意ください。

3 その他

- ・ 加算算定要件に該当しなくなった時、また、事後調査などで算定要件等が満たされていないことがわかった時は、直ちに届け出てください。届出をしないまま請求し、受領した場合は不当利得となるので、算定要件を十分に精査のうえ届け出てください。
- ・ 新設加算の詳しい算定要件は、別紙「新設加算の算定要件」をご参照ください。

問い合わせ

常陸大宮市保健福祉部長寿福祉課

高齢者支援グループ 大森

TEL：0295-52-1111(代)